

# 産業競争力強化のための総合的な知的財産戦略

平成14年5月22日  
経 済 産 業 省

産業競争力強化のための  
総合的な知的財産戦略について

2002年5月22日

経 済 産 業 省

# 我が国の置かれた状況

## ○ 産業競争力の低下

- 日米の経営者、技術者は、情報、バイオ等先端技術分野を中心に、米国は日本よりも技術的優位にあると認識。
- 中国の産業競争力は向上。我が国の25分の1の人員費とあいまって、複写機、プリンタ、デスクトップ・パソコンは世界の50%以上を生産。

## ○ 米国プロパテント政策の成功

- 70年代後半から80年代にかけて産業競争力低下への懸念が高まった際、「プロパテント（特許重視）」政策を実施。特許訴訟の審理迅速化、特許保護対象の拡大、大学から産業への技術移転促進、海外市場での保護強化を図り、競争力回復に寄与。

## ○ 我が国の取組の進展

- 97年以降、「プロパテント」に転じ、裁判所の専門的処理体制の強化、特許法改正による侵害行為・損害立証の容易化、審査基準の改正による先端技術の適切な保護、大学・研究機関からの技術移転環境の整備、模倣品対策等を実施。

# 大学、企業、海外市場における実態

## 1. 大学による特許出願、企業への技術移転が少ない。

大学の特許出願件数（99年）                      米国： 5,179件、    日本： 374件  
大学のライセンス件数（94年以降）            米国：15,480件、    日本： 223件

## 2. 知的財産の戦略的な取得・管理・活用が不十分。

- 保有特許の「選択と集中」が進んでいない。（米ダウケミカル社は、不要な特許を放棄するなどして、93年の特許保有件数12,000件から、99年の8500件へと、3,500件、4000万ドルのコスト削減に成功。）
- 重要技術の国際出願が欧米企業よりも少なく、世界市場の意識が不十分。

## 3. 営業秘密の不正漏えいが増大。

- 企業の約20%は、会社の保有する企業情報に関するトラブルを経験。

## 4. 模倣品等被害が深刻化。

- 模倣品被害は、二輪車、産業機械、電子機械、食品等あらゆる産業分野に普及。
- 単純な商標権侵害から意匠権、特許権侵害へと質的に高度化。

## 5. 海外への意図しない技術流出が発生。

- ノウハウの塊である設計図等を無断流用され、全く同じ部品が中国企業から流通（部品メーカー）



〔世界有数の「知的財産立国」実現のため、知的財産に関する総合戦略が不可欠。〕

＜4つの視点＞

1．知的創造時代を担う人的基盤の構築

知的創造に従事する研究者・開発者、知的財産サービス提供者を育成するとともに、広く国民一般の啓発活動に努める。

2．大学・研究機関における知的財産の一層の創出、蓄積

大学・研究機関から、先端技術分野の知的財産の創出を加速化する。

3．企業経営における知的財産の積極的活用

知的財産を核とした事業戦略を遂行するための環境を整備する。

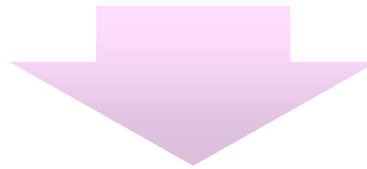
4．海外における知的財産の保護強化

我が国の知的財産を、海外においても強力に保護する。

# 1. 知的創造時代を担う人的基盤の構築

## 現状

- 科学技術創造立国の実現のためには、国民全体の創造に対する意識の向上が不可欠な状況。
- 特許権の取得や訴訟対応等を支える、知的財産専門の弁護士、弁理士が不足。
- 発明者(従業者)が職務上なした発明の取扱いを定める職務発明制度は、対価の額が長期間不明確となる等、企業(使用者)側の管理負担が大きいとの指摘がある。
- 中小企業等で技術人材に対するニーズが高い一方、大企業を退職した技術人材の活躍の場が少ないとの指摘がある。



## 主な施策

### 知的財産意識の啓発

- 2002年度より、自由な発想、創意工夫の大切さを涵養し、独創性・個性を尊重する文化環境の構築を図るため知的財産教育の支援策を充実する。

# 1. 知的創造時代を担う人的基盤の構築

## 専門人材の育成

- 2004年4月から学生受入れ予定である法科大学院において、知的財産に強い（技術と法律の両面に知悉した）専門家の養成を行うことができるよう、大学院の設置基準等を定める。

## 職務発明制度の再検討

- 2002年度中に、企業の実態、発明者の意識等を調査し、産業競争力強化の観点から特許法改正の是非等について検討を加え、2003年度中に結論を得る。

## 中小企業等における大企業OBの技術人材の活用

- 技術人材の活用について、ニーズとシーズのマッチング方策を検討する。

## 2. 国の研究開発投資に対応した、世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積

### 現状

- 大学・研究機関における知的財産の権利化、特に、先端技術分野の特許権取得が不十分。
- 大学・研究機関から企業等への技術移転が遅れている。



### 主な施策

#### バイドール条項の徹底

- 各省庁の全ての委託研究において、研究成果を受託者に帰属させる日本版バイドール条項の適用を徹底する。

#### 発明の機関帰属化

- 国立大学法人化を契機に、発明の承継に基づく帰属を、現在の「研究者個人又は国」から「大学・TLO」へ移行する。



## 2. 国の研究開発投資に対応した、世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積

### 出願関連費用の充実

- 大学等における弁理士費用、外国出願のための翻訳費用等の手当を充実する。

### ライフサイエンス発明促進に向けた審査基準等の整備

- タンパク質立体構造関連の発明について、2002年度中に審査事例集を作成・公表する。
- 再生医療、遺伝子治療に利用される細胞処理方法の取扱いを明確化すべく、2002年度中に法改正の必要性及び審査基準の改訂について検討し結論を得る。

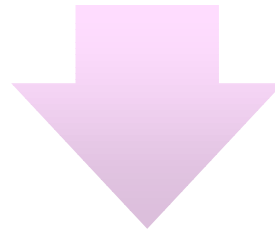
### タイムリーな特許情報の提供

- 2002年度中に、先端技術4分野を含む重点8分野の特許について、米国、欧州における登録件数の公表も含め、より充実した情報発信を開始する。

### 3. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

#### 現状

- 知的財産の取得・管理に戦略性が不足、営業秘密が社外に漏えい、海外への技術流出。
- 知的財産関係活動に関する情報開示が不十分なため、競争力を含む企業価値を市場が評価し難い。
- 審査が必要な件数の増大により、審査の長期化が懸念。
- ベンチャー・中小企業には、知的財産を資金調達手段として活用するニーズあり。



#### 主な施策

##### 知的財産への戦略的対応の確立

- 企業が、知的財産の選択と集中、営業秘密の管理強化、海外への意図しない技術流出防止のために戦略的なプログラムを策定するよう、参考となるべき指針を2002年度中に作成する。

## 3. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

### 営業秘密の保護強化

- 2003年に不正競争防止法を改正し、営業秘密の保護強化を図る。

### 情報開示の促進

- 2003年度中に知的財産に関し企業の秘密管理にも配慮した情報開示の指針を作成する。

### 迅速・的確な審査

- 審査の質を維持しつつ、平均審査期間が2年となるよう、特許庁の審査体制を整備する。

### 審判制度等の改革

- 異議申立制度と無効審判制度の関係、訂正審判制度のあり方、審判と審決取消訴訟との関係等について検討し、2003年に所要の法改正を行う。
- 知的財産紛争の一次的解決の是非も含めて、侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関し、関係機関による検討を進め、2005年度までに必要となる中・長期的な措置を講じる。

## 3. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

### 証拠収集手続の拡充

- 正当な権利者の権利行使を容易にし、かつ、営業秘密に関連する証拠所持者の利益を適切に保護するため、証拠収集手続の拡充等を検討し、2005年度までに所要の措置を講ずる。

### ライセンス契約の保護

- ライセンサーが倒産した場合に対抗要件を具備したライセンシーを保護するよう、2003年に破産法を改正する。

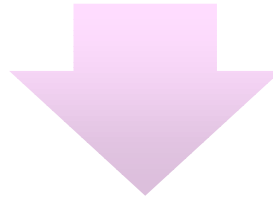
### 知的財産の証券化・信託制度

- 特許等の知的財産を流動化して、資金調達手段として活用できるよう、2003年度までに、制度又は運用の改善を図る。

## 4. 海外における知的財産権の保護強化

### 現状

○海外の模倣品被害が深刻化。模倣品の被害は広範な産業分野に及び、また、商標権侵害から意匠権・特許権侵害へと高度化する傾向。



### 主な施策

#### 権利侵害国への働きかけの強化

- 2002年4月16日に発足した「国際知的財産保護フォーラム」(民間141団体・企業が参加)を権利侵害品対策の中核的組織と位置づけ、官民一体となって、米欧とも協調しつつ、外国政府への働きかけを強化する。
- 2002年度末までに、問題の制度・運用の改善状況をフォローアップする。

#### 水際措置の強化

- 我が国の水際措置の強化について関係省庁間で検討を行い、現行制度・運用の改善策についての具体案を2002年度末までに策定し、2003年度に所要の措置を講ずる。

# 産業競争力強化のための総合的な知的財産戦略（概要）

## 現 状

大学発特許、企業への技術移転が少ない。  
知的財産の戦略的な取得・管理・活用が不十分。  
営業秘密の漏洩が増大。  
模倣品等被害が深刻化。  
海外への意図しない技術流出が発生。

## 目 標

2005年度までに対策を講じ、世界有数の知的財産立国を目指す。

## 目標実現のための4つの戦略

### （戦略1）

#### 知的創造時代を担う人的基盤の構築

知的創造に従事する研究者等、知的財産サービス提供者の育成

- ・国民の知的財産意識啓発
  - ・専門人材の育成
  - ・職務発明制度の再検討
  - ・中小企業等における大企業O Bの技術人材の活用
- 等

### （戦略2）

#### 大学、研究機関における知的財産の創出・蓄積

先端技術分野の知的財産の創出を加速化

- ・日本版バイ・ドール条項の徹底
  - ・発明の機関帰属化
  - ・出願関連費用の充実
  - ・審査基準の明確化
  - ・タイムリーな特許情報の提供
- 等

### （戦略3）

#### 企業経営における知的財産の積極的活用

知的財産を核とした事業戦略を遂行するための環境を整備

- ・知的財産の戦略的対応の確立
  - ・営業秘密の保護強化
  - ・情報開示の促進
  - ・迅速・的確な審査
  - ・審判制度等の改革
  - ・証拠収集手続の拡充
  - ・ライセンス契約の保護
  - ・知的財産の証券化・信託制度
- 等

### （戦略4）

#### 海外における知的財産の保護強化

我が国の知的財産を海外においても強力に保護

- ・権利侵害国への働きかけの強化
  - ・水際措置の強化
- 等